

定 款



株式会社 長谷工 コーポレーション

株式会社 長谷工コーポレーション定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社長谷工コーポレーションと称し、英文では HASEKO Corporation と表示する。

(本店の所在地)

第 2 条 当社は本店を東京都港区に置く。

(目 的)

第 3 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築物ならびに建設工事の企画、設計、監理等コンサルティング業務および請負
2. 不動産の売買、交換、貸借およびその仲介、代理ならびに管理業務
3. 不動産信託受益権の売買およびその仲介ならびに不動産特定共同事業
4. 建設用資材および機器の製造、加工ならびに販売
5. 家具の製造および販売
6. ホテル、飲食店、結婚式場の経営およびコンサルティング業務
7. ゴルフ場、スキー場等のスポーツ施設およびヨットハーバーの経営ならびにコンサルティング業務
8. 宿泊施設、スポーツ施設等の利用に関する会員権の販売およびこれらの仲介、代理業務
9. 旅行業
10. 酒類の輸入および販売
11. 医療施設の経営
12. 金銭の貸付
13. 広告業、印刷業および出版業
14. 各種催事の企画、運営およびコンサルティング業務
15. 情報処理サービス業およびソフトウェア業
16. 工業所有権の取得、譲渡、貸与および許諾
17. 陸上、海上、航空運送業および倉庫、配送センターの経営
18. 損害保険代理業
19. 警備業
20. 前各号に関する国外における事業
21. 前各号に付帯関連する一切の事業

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は 4 億 2,000 万株とする。

(単元株式数)

第 6 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、取締役会の決議をもって、市場取引等の方法により自己の株式を取得することができる。

(単元未満株主の売渡請求)

第 8 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第 11 条 当会社は、毎年 3 月 31 日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは質権者（以下「登録株式質権者」という。）をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第 3 章 株主総会

(招 集)

- 第 12 条 当会社の定時株主総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、必要ある場合には臨時株主総会を招集する。
2. 株主総会は本店の所在地または大阪市において開催する。

(招集者および議長)

- 第 13 条 株主総会は取締役社長が招集し議長となる。
- 取締役社長に事故あるときは取締役会において予め定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

- 第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを決する。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は当会社の議決権を行使しうる他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。但し、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社へ提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 17 条 当会社は取締役会を置く。

(定 員)

第 18 条 当会社の取締役は20名以内とする。

(選 任)

第 19 条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(代表取締役および役付取締役等)

第 20 条 取締役会はその決議によって、取締役の中から当会社を代表する取締役若干名を選定する。

2. 取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名および業務執行取締役を選定することができる。
3. 取締役会はその決議によって、顧問および相談役若干名を置くことができる。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のとき終了する。

(取締役会長・取締役社長等)

第 22 条 取締役会長は取締役会を掌る。

2. 取締役社長は業務執行を統括する。なお、取締役会長が欠員または差支えあるときはその職務を代行する。

3. 取締役副社長は取締役社長を補佐し、取締役社長が欠員または差支えあるときはその職務を代行する。
4. 取締役社長、取締役副社長が欠員または差支えあるときは取締役会において定める順序に従い他の取締役がその職務を代行する。

(招集の手続)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集しその議長となる。但し、取締役会長に欠員または差支えあるときは、あらかじめ取締役会の定められた順序に従い他の取締役が招集する。
2. 取締役会の招集の通知は各取締役および各監査役に対し、会日より 3 日前にその通知を発する。但し、緊急の時はこれを短縮することができる。

(決議の方法等)

- 第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを決する。
2. 当社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

- 第 25 条 取締役会に関する事項は法令または定款の定めのほか取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

- 第 26 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任について法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

- 第 27 条 当社は監査役および監査役会を置く。

(定 員)

第 28 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。

(選 任)

第 29 条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

監査役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤監査役)

第 30 条 監査役会はその決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(任 期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のとき終了する。

(招集の手続き)

第 32 条 監査役会の招集の通知は各監査役に対し、会日より 3 日前にその通知を発する。但し、緊急の時はこれを短縮することができる。

(決議の方法)

第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。

(監査役会規則)

第 34 条 監査役会に関する事項は法令または定款の定めのほか監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任について法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 36 条 当社は会計監査人を置く。

(選 任)

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 38 条 会計監査人の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のとき終了する。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当社の事業年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 40 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日を基準日として、剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当をすることができる。

(除斥期間)

第 42 条 金銭による剰余金の配当および中間配当が、支払開始日から満 3 年を経過しても受領がないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

以上

(昭和35年 7 月 25 日 改正)	(昭和36年 7 月 29 日 改正)
(昭和37年 1 月 30 日 改正)	(昭和37年 7 月 27 日 改正)
(昭和38年 1 月 29 日 改正)	(昭和38年 7 月 29 日 改正)
(昭和40年 1 月 29 日 改正)	(昭和41年 1 月 29 日 改正)
(昭和45年12月 1 日 改正)	(昭和48年 1 月 30 日 改正)
(昭和49年 7 月 30 日 改正)	(昭和50年 1 月 30 日 改正)
(昭和50年 8 月 29 日 改正)	(昭和53年 8 月 30 日 改正)
(昭和56年 8 月 28 日 改正)	(昭和57年 8 月 30 日 改正)
(昭和62年 8 月 28 日 改正)	(昭和63年 6 月 29 日 改正)
(平成元年 6 月 29 日 改正)	(平成 3 年 6 月 27 日 改正)
(平成 6 年 6 月 29 日 改正)	(平成11年 6 月 29 日 改正)
(平成14年 6 月 27 日 改正)	(平成15年 6 月 27 日 改正)
(平成16年 6 月 29 日 改正)	(平成17年 6 月 29 日 改正)
(平成17年 9 月 29 日 改正)	(平成18年 6 月 29 日 改正)
(平成21年 6 月 26 日 改正)	(平成24年 6 月 28 日 改正)
(平成25年 6 月 27 日 改正)	(平成27年 6 月 26 日 改正)
(令和元年 6 月 27 日 改正)	(令和 4 年 6 月 29 日 改正)